

神武天皇即位 紀元前660年はどのように決められたか

蛭田喬樹

1 皇暦

- ・今年(2018年)は西暦2018年、元号では平成30年、皇暦では2678年です。
- ・皇暦は、日本特有の暦で、『日本書紀(以下書紀)』編纂時につくられた神武天皇即位 西暦紀元前660年を元年とする暦を明治政府が採用したものです。
- ・皇暦は、正式には「神武天皇即位紀元」といいます。皇暦のほか、皇紀、即位紀元、神武暦、日紀などの異称があります。
- ・皇暦は、「閏年ニ関スル件(明治31年5月11日勅令第90号)」という勅令が生きているため、現在も有効です。
 - ・「閏年ニ関スル件」の勅令
《朕閏年ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム神武天皇即位紀元年数ノ四ヲ以テ整除シ得ヘキ年ヲ閏年トス但シ紀元年数ヨリ六百六十ヲ減シテ百ヲ以テ整除シ得ヘキモノノ中更ニ四ヲ以テ商ヲ整除シ得サル年ハ平年トスル》
- ・グレゴリオ暦では、次の規則に従って400年間に97回の閏年を設ける。
 - 西暦年が4で割り切れる年は閏年。
 - ただし、西暦年が100で割り切れる年は平年。
 - ただし、西暦年が400で割り切れる年は閏年。

2 讖緯説

神武元年は讖緯説を基に紀元前660年と決められました。讖緯説は予言の書です。中国では前漢の末より盛んになり、六朝にかけて多くの緯書がつけられました。隋の煬帝が緯書を焼却したため、現存するものは少ないとされます。唐以後は次第に排除されるに至りました。

この思想はいろいろな要素を含み、王の徳に応じて天皇より命が与えられ、暦数・暦運によって帝王の政治が変化するという時令説、政治と自然現象の間に天の遺志が存在するとして、帝王の徳が高く、善政を敷けば瑞祥が現れるが、悪政をおこなえば天災地変が起こるといふ、天人感応説、そのほかわが国で強調されたのは災異瑞祥説で、暦数による甲子革命、辛酉革命、すなわち十干十二支の組み合わせによって、甲子の年は政令を改める、辛酉の年は天命が改まるとされ、とくに干支21運(一節1260年)に当たる辛酉年は大革命の年だとされています。

3 『書紀』紀年の延長

神武即位の年は、推古9年(601)辛酉から一節1260年遡った[紀元前660年]と決められたと言うのが定説です。しかし、推古9年はとくに革命のあった年ではないことから、

干支 1 運下がった斉明 7 年ではないかともいわれます (661 年: 斉明が百濟救済のため遠征の途上、九州で亡くなった)。勿論、一部は 1320 年だとされています。

4 『天皇記・国記』と『書紀』

『書紀』は「日本最初の史書」とされていますが『書紀』の推古 28 年 (620) 条に国史編纂記事が載っています。《皇太子 (聖徳太子)・嶋大臣 (蘇我馬子)、共に議りて、天皇記及び国記、臣連伴造国造百八十部并て公民等の本記を録す (以下、『天皇記・国記』)》とあるのがそれです。

一番目の国史が推古の前代崇峻まで書かれているのであれば、二番目の『書紀』は推古から書き始めなければなりません。ところが『書紀』は神武以来の歴史を記しているのです。わたしは、『天皇記・国記』が紀年を延長するために書き直されたと考えています。

『書紀』と同じ頃に編纂された『古事記』という書があります。『古事記』は『書紀』より短い推古までとなっていますが、33 代中 15 代に天皇没の干支が書いてあり「古事記崩年干支」と呼んでいます。『書紀』紀年とこれを比べると、『書紀』紀年が延長されていることがわかります。

表 『書紀』の紀年延長

時 代		『書紀』		延長前紀年		延長
代	天 皇	紀 年	年数	紀 年	年数	年数
初～13	神武-成務	前 660～190	850	66～355	290	560
14～19	仲哀-允恭	191～453	263	356～454	99	164
20～32	安康-崇峻	454～592	139	455～592	138	1
33	推古	593～600	8		8	0
	合計		1260		535	725

網掛け部分は、『書紀』神武紀から成務紀に隠してあるのを、私が見付け出したものです (詳細は略します)。なぜ、紀年を延長する必要があったのでしょうか。

5 白村江の敗戦

日本と朝鮮の百濟は、現在でいう「相互防衛条約」を結んでいたようです。660 年、百濟は唐に攻められ滅亡しました。661 年、斉明が百濟再興のため遠路はるばる出掛けたのですが、旅の途中で亡くなりました。斉明の遺志を継いだ天智ですが、663 年、朝鮮の白村江で唐・新羅の連合軍に大敗し、朝鮮から撤退しただけでなく、都を滋賀県大津に移さざるを得ないことになりました。そして唐との終戦交渉が行われました。「大宝律令」や『日本書紀』の制定は、この一環ではないかと思われます。

6 卑弥呼と神功

唐は昔の魏の後継を名乗りました。魏は〔九州倭国（邪馬台国は連合の一員）〕の宗主国です。交渉で唐は九州倭国とヤマト倭国の違いを衝いてきたのです。

ヤマトが唐の侵略から逃れるには、ヤマトが九州の倭国（邪馬台国）の出身であるとする以外なかったのです。その方策とされたのが邪馬台国の卑弥呼とヤマトの神功皇后が同じ人物であるかのように歴史を変えることです。卑弥呼は239年、魏に使いを送ったことが『魏志』倭人伝に載っています。神功の治世は363～389年です。この二人が同一人物であると言う歴史書（『日本書紀』）をつくって唐に提出したのです。

二人を同一人物とするため、神功の没年を120年繰り上げて269年としました。120年は干支2運ですから、神功の没「己丑」は変わらないことを利用したのです。そして元年は201年としました。

神功の紀年を造作すれば他の天皇の紀年も造作することになります。これが『書紀』紀年を延長した理由です。そして、延長後の『天皇記・国記』の年数を「一葦」にして、スタートを「辛酉」にしようと、推古から八年を借りました。

『書紀』神功紀の記事

- | |
|--|
| <p>① 神功三十九年、是年、太歳己未。魏志に云はく。明帝の景初三年（239）六月に、倭の女王は大
夫難斗米らを遣わし云々</p> <p>② 神功四十年。魏志に云はく。正始元年（240）、建忠校尉梯携らを遣わし云々</p> <p>③ 神功四十三年。魏志に云はく。正始四年（243）、倭王、また使者の大夫伊声者掖耶ら、八人を遣わ
し云々</p> <p>④ 神功六十六年。是年、（晋）武帝の泰初二年（266）十月、倭の女王が何度も通訳を重ねて貢献
（①～③は『魏志』、④は『晋起居注』からの引用）</p> |
|--|

注1 邪馬台国は九州

『隋書』列伝記述の順番は高句麗、百濟、新羅、靺鞨、琉求、倭国であって、倭国は一つだけ、九州倭国のことと見られます。

倭国は《百濟・新羅の東南に在り。水陸三千里、大海の中において山島によって居る。魏の時、訳を中国に通ずるもの三十余国あり。（中略）。その国境は東西五月行、南北は三月行にして、各おの海に至る。その地勢は東高くして西下る。邪摩堆に都す。則ち『魏志』のいわゆる邪馬臺なる者なり。古いう、「楽浪郡境及び帯方郡を去ること并に一万二千里にして、会稽の東に在り、僂耳と相近し」》とあって、『魏志』倭人伝と同じ記述です。

中国では、邪馬台国は九州にあるとしていたし、日本でも『書紀』の紀年を延長したと言うことは、ヤマトの人たちも卑弥呼は九州の人だとしていたのです。卑弥呼が東遷したのでは、卑弥呼≠神功（『旧唐書』）を卑弥呼=神功（『新唐書』）とすることは出来ません。

発表者 蛭田喬樹

題名 神武天皇即位 紀元前660年はどのように決められたか

概要

神武即位の年は、推古9年（601）辛酉から一節1260年遡った〔紀元前660年〕と決められたと言うのが定説です。しかし、なぜ『書紀』の紀年は延長されたのでしょうか。なぜ、『書紀』に「倭人伝」の邪馬台国卑弥呼が登場するのでしょうか。

写真

